

2011年3月6日(日)

小坂井FCクラブ費納入規定

夢に向かって! Goalに向かって!



小坂井 Football Club

事務局: 孫 勇一

<http://www.kozakai-fc.jp/>
captain_son@kozakai-fc.jp

Winning is not Everything

■小坂井FCクラブ費納入規定

小坂井FC入団にともなうクラブ費の納入を下記の通りとする。(2011年2月現在)

- ▼ J5、6 : 24,000円 (クラブ費)
 - ・中途入団の場合は、2,000×月数+2,000円
- ▼ J4 : 20,000円 (クラブ費)
 - ・中途入団の場合は、2,000×月数+1,000円
- ▼ J1~4 : 18,000円 (クラブ費)
 - ・中途入団の場合は、1,500×月数+1,000円

■小坂井FCクラブ費納入減額規定

小坂井FC入団にともなうクラブ費の減額を下記の通りとする。(2011年2月現在)

- ◆兄弟で小坂井FCに参加している場合は弟分が半額。
- ◆母子・父子家庭の場合は、兄弟の人数に関わらず半額。(兄弟規定は適用せず)

※入団する場合は小坂井FC所定の入団届けを提出してください。

※新規入団は、FCチームドクター: 大谷先生の診察を受けてください。

■小坂井FCクラブ費返還規定

小坂井FC退団にともなうクラブ費の返還を下記の通りとする。(2005年4月現在)

- ▼ J5、6 : 24,000円 (クラブ費)
 - ・9月までに退団の場合→12,000円の返還
 - ・10月以降に退団の場合→返還無し
- ▼ J4 : 20,000円 (クラブ費)
 - ・9月までに退団の場合→10,000円の返還
 - ・10月以降に退団の場合→返還無し

▼ J1～3 : 18,000円 (クラブ費)

- ・9月までに退団の場合→9,000円の返還
- ・10月以降に退団の場合→返還なし

※退団する場合は小坂井FC所定の退団届けを提出してください。

※クラブ費返還は、10月末の返還となります。(一括清算のため)

※兄弟での参加において、減額措置を講じている場合、減額対象者(弟)が退団の場合は実納入額に対して上記規定を適用。兄が9月までに退団の場合は上記規定を適用後、減額対象者(弟)の差分を納入してもらおう。

※大きなケガ・引越しなどの不可抗力で退団をせざるを得ない場合、理事会において上記規定を適用せず、月割りおよび必要経費を除いた額を返還できるものとする。

■ Jr. 後援会費納入・返還規定

小坂井FC Jr. 後援会入会・退会にともなう後援会費の返還を下記の通りとする。

(2005年4月現在)

- ▼入団時期を問わず、後援会費3,000円(1世帯)を納入することとする。
- ▼後援会費3,000円(1世帯)の費用は退団した場合も返還をしない。

※本規定は小坂井FC理事会によって適宜追加および修正があるものである。

※2005年4月1日より本規定を適用する。

※2006年3月 減額規定を追加

※2011年2月J4のクラブ費を訂正

※2011年2月Jr. Youthを削除

小坂井Football Club 理事会